山形労収基第４３３号-3
平成２２年１２月１０日

建設業労働災害防止協会山形県支部長　殿

山形労働局長

保護帽の安全な着用について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃から労働災害の防止につきまして鋭意お取組を賜り深く感謝申し上げます。

さて今般、ダンプトラックの運転席付近（高さ１メートル程度）から転落し、その拍子に保護帽が脱落したため頭を地面（今般の事故では敷鉄板あり）に強打して死亡するという災害が発生しております（別紙「災害事例」参照）。

多くの保護帽には、転倒時に頭部を保護するための機能が備わっているとともに、転倒などの際に脱落しないようあごひもが取り付けられているところですが、今般の災害においては、あごひもが緩んでいたことから転落の拍子に保護帽が脱落してしまい、本来の機能が発揮されませんでした。

つきましては、同種災害を防止する観点から、貴支部会員に対し下記事項についてご周知いただきたくお願い申し上げます。

記

１　保護帽のヘッドバンド（後頭部の調節具）は、頭部サイズに合わせて調節させること。なお、ヘッドバンドの調節方法は、各メーカーの取扱説明書に従うこと。

２　保護帽を後ろに傾けないで、まっすぐに被らせること。

３　墜転落時の脱げ防止のために、保護帽のあごひもをきちんと締めさせること。なお、あごひもの締め方は、各メーカーの取扱説明書に従うこと。

建災防山形
22.12.13
収第 53 号

災　害　事　例

署別	山　形

山形労働局

災害の種類	死亡災害	発生日時	平成２２年１１月１１日（木）午前９時２５分頃		
業種	３－２－１　鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	事故の型	墜落、転落	起因物	トラック

被災者概要（職　種）	運転手（運転手）	年齢	５７歳	経験年数	勤続２５年	休業日数	死亡

【発生状況】

鉄筋コンクリート造４階建てアパートの解体工事において、上部の解体がほぼ完了したことから、災害発生当日は集中的にコンクリート片等の搬出を行うこととし、破砕用バックホー１台、積込用バックホー１台、１０トンダンプトラック３台を配置して作業を行っていたもの。

ダンプトラックは交互に現場に出入りしていたものであるが、被災者の運転するダンプトラックが積込位置に停車したことから、積込用バックホーのオペレーターがバケットで３回ほど積み込んだところで、当該ダンプトラックの運転者である被災者の姿が見えないことに不審を抱き、一旦積込みを中止して運転席を降り当該ダンプトラックに近づいたところ、運転席側のドアのやや後方付近の敷鉄板上に被災者が仰向けに倒れていたのを発見したもの。

被災者は救急搬送されるも、３日後に死亡したもの。なお、被災者にはバックホーやコンクリート片等に接触した痕跡等がなく、傷病名（急性硬膜下血腫）から、ダンプトラックのタラップ又は運転席等から転落して敷鉄板に頭部を強く打ったと判断されたもの。

なお、被災者は保護帽をかぶってはいたが、転落の際に脱げ落ちたもの。

【発生原因】

１　ダンプトラックの運転席やタラップは相当の高さがあり、これらの昇降等には転落の危険を伴うこと。

２　保護帽を確実な方法で使用していなかったこと。

【対策】

１　あごひもを締める等により保護帽を確実に使用させること。

【その他参考事項】